(七) 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置を、中小企業者等の給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置に改めることとした。（附則第八条関係）

(六) 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする措置を講ずることとした。（附則第八条関係）

(五) 資本金の額又は出資金の額（2において「資本金」という。）一億円超の内国法人等に対し、納税申告書及び添付書類の地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行う方法による提出を義務付けることとした。（第五三条及び第三二一条の八関係）

2　事業税

(一) 恒久的施設について、国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした。（第七二条関係）

(二) ガス供給業のうち、ガス事業法第二条第五項に規定する一般ガス導管事業及び同条第七項に規定する特定ガス導管事業以外のもののうち、同条第一〇項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第二二条第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものについて、資本金一億円超の普通法人にあっては付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により、資本金一億円超の普通法人以外の法人にあっては所得割額により、それぞれ課することとした。（第七二条の二関係）

(三) 介護保険法の規定に基づく介護医療院サービスについて、所得割の課税標準の算定上、社会保険診療として扱う特例措置を講ずることとした。（第七二条の二三関係）

(四) 申告書における代表者及び経理責任者等の自署押印規定を廃止することとした。（第七二条の三五及び第七二条の三六関係）

(五) 修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、その修正申告又は増額更正に係る法人の事業税について期限内申告書又は期限後申告書が提出されており、かつ、当該期限内申告書又は期限後申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった後に当該修正申告書の提出又は増額更正があったときは、当該修正申告書の提出又は増額更正により納付すべき税額に達するまでの部分について、納期限の延長の場合の延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとした。（第七二条の四五の二関係）

(六) 雇用者給与等支給額が増加した場合の付加価値割の課税標準の特例措置について、次のとおり改めることとした。（附則第九条関係）

(1) 平成三〇年四月一日から平成三三年三月三一日までの間に開始する各事業年度に限り、次に掲げる要件を満たす場合（雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額以下である場合を除く。）に特例措置を講ずることとした。

イ 継続雇用者給与等支給額から継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が一〇〇分の三以上であること。

ロ 国内設備投資額が当期償却費総額の一〇〇分の九〇に相当する金額以上であること。

(2) 控除額について、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額に雇用安定控除との調整等所要の措置を講じた金額とすることとした。

(七) 平成三〇年四月一日から平成三三年三月三一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、電気供給業を行う法人の収入金額のうち、卸電力取引所を介して自らが供給を行った電気の供給を受けて当該電気の供給を行う場合において、当該供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する金額を追加する課税標準の特例措置を講ずることとした。（附則第九条関係）

(八) 資本金一億円超の普通法人又は収入金額課税法人が、法人税の申告を電子情報処理組織を使用する方法により行った場合において、当該申告と併せて貸借対照表及び損益計算書に記載すべきものとされる事項を電子情報処理組織を使用して行う方法により提供したときは、法人の事業税の申告においてこれらの書類を事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出したものとみなすこととした。（第七二条の二五及び第七二条の二六関係）

(九) 資本金一億円超の内国法人等に対し、納税申告書及び添付書類の地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行う方法による提出を義務付けることとした。（第七二条の三二関係）

(一〇) 平成三二年四月一日から平成三七年三月三一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、一般送配電事業者の収入金額のうち、発電事業者に交付する原子力損害の賠償に要する金銭及び原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置を講ずることとした。（附則第九条関係）

3　地方消費税

(一) 偽りその他不正の行為によって貨物割を免れ、又は免れようとした者について、その免れ、又は免れようとした税額の一〇倍が一、〇〇〇万円を超える場合には、情状により、その罰金の額を、一、〇〇〇万円を超える額でその免れ、又は免れようとした税額の一〇倍以下の額とすることができることとした。（第七二条の一〇九関係）

(二) 資本金の額等が一億円超の内国法人等に対し、納税申告書等の電子情報処理組織を使用して行う方法による提出を義務付けることとした。（第七二条の八九の二及び附則第九条の五関係）

4　不動産取得税

(一) 個人が、耐震基準不適合既存住宅の取得後六月以内に、耐震改修を行い、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供した場合における当該耐震基準不適合既存住宅の用に供する土地について、一定の税額を減額する特例措置を講ずることとした。（第七三条の二四関係）

(二) 都市再生特別措置法に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に基づき取得する低未利用土地権利設定等促進事業区域内にある一定の低未利用土地について、当該取得が平成三二年三月三一日までに行われたときに限り、当該低未利用土地の価格の五分の一に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。（附則第一一条関係）

(三) 中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得する一定の不動産について、当該取得が平成三二年三月三一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の六分の一に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。（附則第一一条の四関係）

(四) 宅地建物取引業者が新築された日から一〇年以上を経過した既存住宅の敷地の用に供する土地（当該既存住宅とともに取得したものに限る。）を取得し、その取得後二年以内に、当該土地の上にある既存住宅に対し住宅性能向上改修工事を行った後、当該既存住宅のうち一定のものの敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該既存住宅のうち一定のものをその者の居住の用に供した場合において、当該宅地建物取引業者が取得した当該土地について、その取得が平成三一年三月三一日までに行われた場合に限り、一定の税額を減額する特例措置を講ずることとした。（附則第一一条の四関係）

(五) 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長することとした。

(1) マンションの建替え等の円滑化に関する法律に規定する施行者又はマンション敷地売却組合が、マンション建替事業又はマンション敷地売却事業により取得する要除却認定マンション又はその敷地に係る非課税措置の適用期限を平成三二年三月三一日まで延長することとした。（附則第一〇条関係）